

令和 2 年 9 月

# 北九州市議会定例會議案



## 付 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 101 号	令和元年度北九州市一般会計決算について	..... 1
議案第 102 号	令和元年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	..... 2
議案第 103 号	令和元年度北九州市食肉センター特別会計決算について	..... 3
議案第 104 号	令和元年度北九州市卸売市場特別会計決算について	..... 4
議案第 105 号	令和元年度北九州市渡船特別会計決算について	..... 5
議案第 106 号	令和元年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	..... 6
議案第 107 号	令和元年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	..... 7
議案第 108 号	令和元年度北九州市港湾整備特別会計決算について	..... 8
議案第 109 号	令和元年度北九州市公債償還特別会計決算について	..... 9
議案第 110 号	令和元年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	..... 10
議案第 111 号	令和元年度北九州市土地取得特別会計決算について	..... 11
議案第 112 号	令和元年度北九州市駐車場特別会計決算について	..... 12
議案第 113 号	令和元年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	..... 13
議案第 114 号	令和元年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	..... 14
議案第 115 号	令和元年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	..... 15
議案第 116 号	令和元年度北九州市介護保険特別会計決算について	..... 16
議案第 117 号	令和元年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	..... 17
議案第 118 号	令和元年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	..... 18
議案第 119 号	令和元年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	..... 19
議案第 120 号	令和元年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	..... 20
議案第 121 号	令和元年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	..... 21

議案第 122 号	令和元年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計 決算について	..... 22
議案第 123 号	令和元年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び 決算について	..... 23
議案第 124 号	令和元年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分 及び決算について	..... 24
議案第 125 号	令和元年度北九州市交通事業会計決算について	..... 25
議案第 126 号	令和元年度北九州市病院事業会計決算について	..... 26
議案第 127 号	令和元年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び 決算について	..... 27
議案第 128 号	令和元年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及 び決算について	..... 28
議案第 129 号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	..... 29
議案第 130 号	北九州市宿泊税条例の一部改正について	..... 36
議案第 131 号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について	..... 41
議案第 132 号	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	..... 58
議案第 133 号	北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関す る条例の一部改正について	..... 63
議案第 134 号	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正について	..... 68
議案第 135 号	北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改 正について	..... 73
議案第 136 号	戸畠枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30 - 8）請負契約の一部変更について	..... 78
議案第 137 号	水槽付消防ポンプ自動車のシャーシの取得について	..... 80
議案第 138 号	水槽付消防ポンプ自動車の架装の取得について	..... 82
議案第 139 号	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	..... 83
議案第 140 号	消防通信指令システム機器の取得について	..... 84
議案第 141 号	新日明工場整備運営事業契約締結について	..... 85
議案第 142 号	損害賠償の額の決定及び和解について	..... 87
議案第 143 号	令和 2 年度北九州市一般会計補正予算について	1

議案第 144 号	令和 2 年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	別冊
議案第 145 号	令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第 146 号	令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 147 号	令和 2 年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
議案第 148 号	令和 2 年度北九州市交通事業会計補正予算について	



議案第 101 号

令和元年度北九州市一般会計決算について

令和元年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり



議案第 102 号

令和元年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和元年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市国民健康保険特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 103 号

令和元年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和元年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市食肉センター特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 104 号

令和元年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和元年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市卸売市場特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 105 号

令和元年度北九州市渡船特別会計決算について

令和元年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市渡船特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 106 号

令和元年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和元年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市土地区画整理特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 107 号

令和元年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和元年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 108 号

令和元年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和元年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市港湾整備特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 109 号

令和元年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和元年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市公債償還特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 110 号

令和元年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和元年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 111 号

令和元年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和元年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市土地取得特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 112 号

令和元年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和元年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市駐車場特別会計  
決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市駐車場特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 113 号

令和元年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和元年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 114 号

令和元年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和元年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市産業用地整備特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 115 号

令和元年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和元年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市漁業集落排水特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 116 号

令和元年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和元年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市介護保険特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 117 号

令和元年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和元年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 118 号

令和元年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について

令和元年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 119 号

令和元年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和元年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 120 号

令和元年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和元年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 121 号

令和元年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和元年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 122 号

令和元年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について

令和元年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次のとおり認定  
に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度北九州市市立病院機構病  
院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算  
別冊のとおり



議案第 123 号

令和元年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和元年度北九州市上水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和元年度北九州市上水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和元年度北九州市上水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和元年度北九州市上水道事業会計決算

別冊のとおり



議案第 124 号

令和元年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和元年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和元年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和元年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和元年度北九州市工業用水道事業会計決算  
別冊のとおり



議案第 125 号

令和元年度北九州市交通事業会計決算について

令和元年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度北九州市交通事業会計  
決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり



議案第 126 号

令和元年度北九州市病院事業会計決算について

令和元年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度北九州市病院事業会計  
決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和元年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり



議案第 127 号

令和元年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和元年度北九州市下水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和元年度北九州市下水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和元年度北九州市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和元年度北九州市下水道事業会計決算

別冊のとおり



議案第 128 号

令和元年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和元年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和元年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により令和元年度北九州市公営競技事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和元年度北九州市公営競技事業会計決算

別冊のとおり



議案第 129 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 勤労婦人センターを廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「、障害者地域活動センター」を「及び障害者地域活動センター」に改め、「及び働く婦人の家」を削る。

別表第1の働く婦人の家の項及び別表第2の働く婦人の家の項を削る。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定により発行された働く婦人の家の回数券で未使用のものについて、既に納付した使用料は、返還しない。



## 参 考

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧																
(指定管理者の指定の手続)																	
第9条の2 略																	
2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）及び働く婦人の家の指定管理者の指定に関する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勧奨して特に必要があると認めるとときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。	2 障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）及び働く婦人の家の指定管理者の指定に関する前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勧奨して特に必要があると認めるとときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。																
3 略	3 略																
別表第1（第3条関係）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">目的又は事業</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">働く婦人の家</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">女性労働者に対する各種の相談に応じ、及 び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに 休養及びリエーシ ョンのための便宜を供 与する等女性労働者の 福祉に関する事業を総 合的にを行うことにより 、女性労働者の福祉の 増進に資する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">北九州市立東部勤労 婦人センター</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">北九州市門司区下馬 寄6番8号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">西都勤労 婦人センター</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">八幡東区尾 倉二丁目6番6号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td> </tr> </tbody> </table>		施設の種類	目的又は事業	名称	位置	働く婦人の家	女性労働者に対する各種の相談に応じ、及 び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに 休養及びリエーシ ョンのための便宜を供 与する等女性労働者の 福祉に関する事業を総 合的にを行うことにより 、女性労働者の福祉の 増進に資する。	北九州市立東部勤労 婦人センター	北九州市門司区下馬 寄6番8号			西都勤労 婦人センター	八幡東区尾 倉二丁目6番6号				略
施設の種類	目的又は事業	名称	位置														
働く婦人の家	女性労働者に対する各種の相談に応じ、及 び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに 休養及びリエーシ ョンのための便宜を供 与する等女性労働者の 福祉に関する事業を総 合的にを行うことにより 、女性労働者の福祉の 増進に資する。	北九州市立東部勤労 婦人センター	北九州市門司区下馬 寄6番8号														
		西都勤労 婦人センター	八幡東区尾 倉二丁目6番6号														
			略														

新	旧								
(指定管理者の指定の手続)									
第9条の2 略									
2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）及び働く婦人の家の指定管理者の指定に関する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勧奨して特に必要があると認めるとときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。	2 障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）及び働く婦人の家の指定管理者の指定に関する前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勧奨して特に必要があると認めるとときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。								
3 略	3 略								
別表第1（第3条関係）									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">施設の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">目的又は事業</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td> </tr> </tbody> </table>		施設の種類	目的又は事業	名称	位置				略
施設の種類	目的又は事業	名称	位置						
			略						

別表第2 (第4条関係)

施設 の種 類	使 用 料	備 留
略		

別表第2 (第4条関係)

施設 の種 類	使 用 料	備 留
略		



議案第 130 号

北九州市宿泊税条例の一部改正について

北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例

北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



参 考

北 九 州 市 宿 泊 税 条 例 新 旧 對 照 表

<p>新</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宿泊施設 次に掲げる施設又は住宅をいう。</p> <p>ア 略 イ 國家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条兼5項に規定する認定事業に係る施設</p> <p>ウ 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>日</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宿泊施設 次に掲げる施設又は住宅をいう。</p> <p>ア 略 イ 國家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条兼4項に規定する認定事業に係る施設</p> <p>ウ 略 (2) 略 (3) 略</p>
---	---

<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宿泊施設 次に掲げる施設又は住宅をいう。</p> <p>ア 略 イ 國家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条兼5項に規定する認定事業に係る施設</p> <p>ウ 略 (2) 略 (3) 略</p>
--



議案第 131 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立門司生涯学習センター分館及び北九州市立八幡東生涯学習センター分館に係る使用料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の門司生涯学習セン  
「第3会

ターの項中 「第1和室 第2和室」 を「和室A」に、 「第1会議室 第2会議室」 を「特別会議室 音楽室」に、「第4会  
第5会  
第3和  
第4和

議室

議室

議室 を「会議室 和室B」に改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の項中  
室  
室」

「

		1,800円	300円
--	--	--------	------

」を

		1,800円	300円
八幡	講堂	1時間又はその端数ごとに	410円
東生	茶室		
涯學	工芸室		
習	和室A	1時間又はその端数ごとに	120円
セ	集会室		
ン	和室B	1時間又はその端数ごとに	210円
タ	調理室		
	舞台ホール A	1時間又はその端数ごとに	1,870円
	B	1時間又はその端数ごとに	2,800円
	C	1時間又はその端数ごとに	3,740円

に

改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄中第4項を削り、第3項を

第4項とし、同欄第2項各号列記以外の部分中「大ホール」の次に「及び舞台ホール」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用に係る使用料の額は、Aの使用料（大ホールについては、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。第8項において同じ。）の額の10割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄第6項中「大ホール」の次に「及び舞台ホール（舞台ホールの使用に当たり和室Aを使用する場合は、和室Aを含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同欄第7項とし、同欄に次の1項を加える。

8 営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料（舞台ホールの使用料を除く。）の額は、規定使用料（大ホールについては、Aの使用料）の額の50割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄第5項の次に次の1項を加える。

6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを使用する場合における和室Aの使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使用料の適用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) Aの適用区分 規定使用料の額
- (2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額
- (3) Cの適用区分 規定使用料の額の20割に相当する額

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料のその他の生涯学習センターの項中

講堂B	1時間又はその端数ごとに	270円
茶室	1時間又はその端数ごとに	410円
工芸室	1時間又はその端数ごとに	410円

を

講堂B	1時間又はその端数ごとに	270円
-----	--------------	------

に

改め、同項備考の欄第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同欄に次の1項を加える。

3 営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の50割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの体育室使用料の八幡西生涯学習総合センターの共用の項中「小・中学校の児童及び生徒」を「小学校の児童及び中学校の生徒」に改め、同表の生涯学習センターの項中

		回数券（ 1人1回 10枚づ り）	1,760円 (3時間 以内)	1,200円	560円	
--	--	----------------------------	-----------------------	--------	------	--

		回数券（ 1人1回 10枚づ り）	1,760円 (3時間 以内)	1,200円	560円	
門司生涯学習センター	専用		1時間又はそ の端数ごとに		1,850円	
	共用	一	一般	高等学校の生 徒	小学校の児童 及び中学校の 生徒	
		1人1回（2時間 以内）	300円	150円	70円	
		回数券（ 1人1回 10枚づ り）	2,400円 (2時間 以内)	1,200円	560円	
八幡東生涯学習センター	専用		1時間又はそ の端数ごとに		1,120円	
	共用	一	一般	高等学校の生 徒	小学校の児童 及び中学校の 生徒	
		1人1回（2時間 以内）	300円	150円	70円	
		回数券（ 1人1回 10枚づ り）	2,400円 (2時間 以内)	1,200円	560円	

を

に

ト レ ー ニ ン グ 室 使 用 料	門 司 生 涯 学 習 セ ン タ ー	タ ー	り )	以内)				
		共用	1人1回 (2時間以内)			300円		
		回数券 (10枚づり)	1人1回 (2時間以内)			2,400円		

改め、同表の生涯学習センターのテニスコート使用料の項中「小・中学校の児童及び生徒」を「小学校の児童及び中学校の生徒」に改め、同表の生涯学習センターの器具使用料の門司生涯学習センターの項中

第 1 会 議 室 第 2 会 議 室	音響設備	1時間又はその端数ごとに	900円以内で教育委員会が定める額
			を

特 別 会 議 室	音響設備	1時間又はその端数ごとに	900円以内で教育委員会が定める額
音	ピアノ	1回	3,000円

樂 室			
】			

改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの項の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける生涯学習センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた生涯学習センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。



## 参 考

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

別表第3 (第4条関係)	
新	旧
施設の種類	使用料及び手数料
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める
施設の種類	備考
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める
施設の種類	備考
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める

別表第3 (第4条関係)	
新	旧
施設の種類	使用料及び手数料
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める
施設の種類	備考
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める
施設の種類	備考
1 生涯学習センター	1 暈 2 大ホール及び舞台ホールの適用区分は、次のとおりとする。 (1)～(3) 暈 3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用料は、Aの使用料(大ホール)については、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。対応において同じ。 )の額の10割に相当する額とする。
2 社会教育関係	4 暈 5 暈 6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを適用する場合は、次に記載する各号に掲げる舞台ホールの使用料の額は、次に記載する各号に定める

新 南生涯学習センター	1,800円	300円	1,800円	300円	1,800円

新 南生涯学習センター	1,800円	300円	1,800円	300円	1,800円

6 市外居住者の使用に係る各室使用料（大ホールの使用料を除く。）の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。

7 市外居住者の使用に係る各室使用料（大ホール及び舞台ホール（舞台ホールの使用に当たり和室Aを含むする場合は、和室Aを含む。次項において同じ。）の使用料を除く。）の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。

8 営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料（舞台ホールの使用料を除く。）の額は、規定使用料（大ホール）については、Aの使用料の額の50割に相当する額とする。

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略  
(2) 略  
(3) 茶室 茶室のできる設  
備を備えた4.5畳の部屋及  
びこれに付属する控室  
を含めたものをいう。

(4) 工芸室 陶芸室を備え

		旧																		
		<p>た工芸のできる部屋で面 積が100平方メートル以 上であるものをいう。</p> <p>(5)～(7) 暗</p> <p>2 暗</p>																		
		<p>（3）～（5） 暗</p> <p>2 暗 営利のための使用（専ら 営利とする使用を含 む。）に係る各差用料の 額は、規定使用料の額の50 割に相当する額とする。</p>																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回数 券（ 10枚 づけ り）</th> <th>1人 1回 (3 時間 以内 )</th> <th>1,760円</th> <th>1,200円</th> <th>560円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>一般</td> <td>高等学校の 生徒</td> <td>小学校の児 童及び中学 校の生徒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>暗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				回数 券（ 10枚 づけ り）	1人 1回 (3 時間 以内 )	1,760円	1,200円	560円	共用	一般	高等学校の 生徒	小学校の児 童及び中学 校の生徒		一	暗			
回数 券（ 10枚 づけ り）	1人 1回 (3 時間 以内 )	1,760円	1,200円	560円																
共用	一般	高等学校の 生徒	小学校の児 童及び中学 校の生徒																	
一	暗																			
タ	一	八 体 育 使 用 料	八 體 育 使 用 料	一 般 高 等 学 校 の 生 徒	小・中学校 の児童及び 生徒															

		新																		
		<p>（3）～（5） 暗</p> <p>2 暗 営利のための使用（専ら 営利とする使用を含 む。）に係る各差用料の 額は、規定使用料の額の50 割に相当する額とする。</p>																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回数 券（ 10枚 づけ り）</th> <th>1人 1回 (3 時間 以内 )</th> <th>1,760円</th> <th>1,200円</th> <th>560円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>一般</td> <td>高等学校の 生徒</td> <td>小学校の児 童及び中学 校の生徒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>暗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				回数 券（ 10枚 づけ り）	1人 1回 (3 時間 以内 )	1,760円	1,200円	560円	共用	一般	高等学校の 生徒	小学校の児 童及び中学 校の生徒		一	暗			
回数 券（ 10枚 づけ り）	1人 1回 (3 時間 以内 )	1,760円	1,200円	560円																
共用	一般	高等学校の 生徒	小学校の児 童及び中学 校の生徒																	
一	暗																			
タ	一	八 体 育 使 用 料	八 體 育 使 用 料	一 般 高 等 学 校 の 生 徒	小・中学校 の児童及び 生徒															

新			
八 横東生涯学習センター			
専用	1時間又はその他の数ほどに	1,120円	
共用	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
1人1回(2時間以内)	300円	150円	70円
回数券(1回(2時間以内)10枚づり)	2,400円	1,200円	560円
門司生涯学習センター	1人1回(2時間以内)		300円
トレンディング室使用料	回数券(1回(2時間以内)10枚づり)		2,400円
共用	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
八 横西生涯学習センター	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
ニスコート使用料	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	

旧			
八 横東生涯学習センター			
専用	1時間又はその他の数ほどに	1,120円	
共用	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
1人1回(2時間以内)	300円	150円	70円
回数券(1回(2時間以内)10枚づり)	2,400円	1,200円	560円
門司生涯学習センター	1人1回(2時間以内)		300円
トレンディング室使用料	回数券(1回(2時間以内)10枚づり)		2,400円
共用	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
八 横西生涯学習センター	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	
ニスコート使用料	一般	高等学校の児童及び中学校の生徒	

新		旧	
器 具 使 用 料	タ ー	タ ー	略
門別会議室	音響設備	1時間又は900円以内で教育委員会 その端数ごとに定める額	略
音楽室	ピアノ	1回	3,000円
センター			略
			略
			略
			略

注 暗

新		旧	
器 具 使 用 料	タ ー	タ ー	略
門別会議室	音響設備	1時間又は900円以内で教育委員会 その端数ごとに定める額	略
音楽室	ピアノ	1回	3,000円
センター			略
			略
			略
			略

注 暗



議案第 132 号

北九州市スポーツ施設条例の一部改正について

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州スタジアムの芝生保護材の使用料を設定するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の球技場・運動場の北九州スタジアム使用料の項中

特別会議室9	1時間又はその端数ごとに	3,570円
--------	--------------	--------

特別会議室9	1時間又はその端数ごとに	3,570円
器具	芝生保護材	1枚

に

改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



参 考

北 九 州 市 ス ポ ー ツ 施 設 条 例 新 旧 対 照 表

別表第2 (第4条関係)			
施設の種類	使用料	備考	
球技場・運動場	略	略	
会議室等	特別会議室 9 枚ごとに 3,570円	1時間又はその端 数ごとに	
芝生保護材 器具	1枚 1日	100円 略	
			略
			注 記

別表第2 (第4条関係)			
施設の種類	使用料	備考	
球技場・運動場	略	略	
会議室等	特別会議室 9 枚ごとに 3,570円	1時間又はその端 数ごとに	
芝生保護材 器具	1枚 1日	100円 略	
			略
			注 記



議案第 133 号

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正  
について

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国家戦略特別区域法の一部改正等に伴い、関係規定を改める必要があるので、  
この条例案を提出する。



北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改  
正する条例

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第12条第2号」を「第13条第2号」に改める。

第3条中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、「（以下「認定事業者」という。）」を削り、「の認定区域計画」を「に規定する認定区域計画」に、「第12条第1号」を「第13条第1号」に改める。

第4条を削る。

第5条第2項中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 参考

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例新旧対照表

新

(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)

**第2条 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号。以下「令」という。)第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。**

(認定事業者の責務)

**第3条 法第19条第5項に規定する認定事業者は、同項に規定する認定事業(以下「認定事業」という。)の実施に当たっては、本市における法第9条第1項に規定する認定区域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る施設(以下「施設」という。)の滞在者に対して、本市の豊かな自然と触れ合い、又は市民と交流する機会を積極的に設けるよう努めなければならない。**

(手数料)

**第4条**

法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、  
(手数料)

**第5条** 記  
2 法第13条第5項に規定する変更の認定の申請をしようとする者は、当該申請の際に1件につき10500円(認定事業に係る施設について現地調査を行う必要がない場合には、2,500円)の手数料を納めなければならない。

3 略  
4 略  
(委任)  
**第6条** 略

旧

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

**第2条 国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号。以下「令」という。)第12条第2号の条例で定める期間は、3日とする。**

(認定事業者の責務)

**第3条 法第19条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、同項に規定する認定事業(以下「認定事業」という。)の実施に当たっては、本市における法第9条第1項に規定する認定区域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る施設(以下「施設」という。)の滞在者に対して、本市の豊かな自然と触れ合い、又は市民と交流する機会を積極的に設けるよう努めなければならない。**

(立入調査等)

**第4条** 市長は、法第13条第9項の規定の施行に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができること。  
2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第5条** 記  
2 法第13条第5項に規定する変更の認定の申請をしようとする者は、当該申請の際に1件につき10500円(認定事業に係る施設について現地調査を行いう必要がない場合には、2,500円)の手数料を納めなければならない。

3 略  
4 略  
(委任)  
**第6条** 略



議案第 134 号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
改正について

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課  
後児童支援員の資格に係る基準を変更するため、関係規定を改める必要があるので、こ  
の条例案を提出する。



北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 参考

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

<p>第11条 新</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第552条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	---

<p>第11条 新</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第552条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>第11条 新</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	---



議案第 135 号

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市農業委員会の部会の委員の定数を定めるため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第2項」の次に「、第16条第5項」を加え、「及び農地利用最適化推進委員」を「、北九州市農業委員会東部部会（以下「東部部会」という。）及び北九州市農業委員会西部部会（以下「西部部会」という。）の委員並びに同法第17条第1項に規定する推進委員」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（東部部会及び西部部会の委員の定数）

**第3条 農業委員会の東部部会の委員の定数は、11人とする。**

2 農業委員会の西部部会の委員の定数は、8人とする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 参考

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例新旧対照表

<p>新 旧</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第388号）第8条第2項、第16条第5項及び第18条第2項の規定に基づき、北九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員、北九州市農業委員会東部部会（以下「東部部会」という。）及び北九州市農業委員会西部部会（以下「西部部会」という。）の委員並びに同法第17条第1項に規定する推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。</p> <p>(東部部会及び西部部会の委員の定数)</p> <p><b>第3条</b> 農業委員会の東部部会の委員の定数は、11人とする。  <b>2</b> 農業委員会の西部部会の委員の定数は、8人とする。</p> <p>(推進委員の定数)</p> <p><b>第3条</b> 暫</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第388号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、北九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。</p>
---	--

<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第388号）第8条第2項、第16条第5項及び第18条第2項の規定に基づき、北九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員、北九州市農業委員会東部部会（以下「東部部会」という。）及び北九州市農業委員会西部部会（以下「西部部会」という。）の委員並びに同法第17条第1項に規定する推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。</p> <p>(東部部会及び西部部会の委員の定数)</p> <p><b>第3条</b> 農業委員会の東部部会の委員の定数は、11人とする。  <b>2</b> 農業委員会の西部部会の委員の定数は、8人とする。</p> <p>(推進委員の定数)</p> <p><b>第4条</b> 暫</p>
--



議案第 136 号

戸畠枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-8）請負契約の一部変更について

平成30年12月北九州市議会定例会において議決を経た戸畠枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-8）請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和2年9月3日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 戸畠枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-8）請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

8億2,953万7,200円

変更契約金額

8億6,489万1,200円



## 参考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

**第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。**



議案第 137 号

水槽付消防ポンプ自動車のシャーシの取得について

水槽付消防ポンプ自動車のシャーシを次のとおり買い入れる。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 水槽付消防ポンプ自動車のシャーシを買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 品名

水槽付消防ポンプ自動車のシャーシ

2 数量

5 台

3 買入れ予定金額

8,882万5,000円



## 参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

**第3条** 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



議案第 138 号

水槽付消防ポンプ自動車の架装の取得について

水槽付消防ポンプ自動車の架装を次のとおり買入れる。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 水槽付消防ポンプ自動車の架装を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 品名

水槽付消防ポンプ自動車の架装

2 数量

5 台

3 買入れ予定金額

1 億 8,755 万円



議案第139号

30メートル級はしご付消防自動車の取得について

30メートル級はしご付消防自動車を次のとおり買い入れる。

令和2年9月3日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 30メートル級はしご付消防自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 品名

30メートル級はしご付消防自動車

2 数量

1台

3 買入れ予定金額

2億2,165万円



議案第 140 号

消防通信指令システム機器の取得について

消防通信指令システム機器を次のとおり買い入れる。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 消防通信指令システム機器を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 品名

消防通信指令システム機器

2 数量

一式

3 買入れ予定金額

9 億 6,250 万円



議案第 141 号

新日明工場整備運営事業契約締結について

新日明工場整備運営事業契約を次のとおり締結する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 新日明工場整備運営事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 事 業 名 新日明工場整備運営事業
- 2 契 約 金 額 515億2,330万6,540円
- 3 契 約 方 法 総合評価一般競争入札
- 4 契 約 期 間 契約締結の日から令和27年3月31日まで
- 5 契約の相手方 北九州市戸畠区大字中原46番地59  
株式会社日明クリーンシステム  
代表取締役社長 渡邊正弥



## 参考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決）

**第12条** 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

**第3条** 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		
都道府県 千円 500,000	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	略 300,000



## 議案第142号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

下水道のマンホールの蓋が外れていたことによる事故について次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解する。

令和2年9月3日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 令和元年9月18日に北九州市若松区大字小竹214番付近の市道本町小竹1号線に設置している下水道のマンホールの蓋が外れており、通行中の普通自動二輪車が転倒し、運転手が負傷し、普通自動二輪車が損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出する。

### 記

#### 1 相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

#### 2 損害賠償の額

477万1,094円

#### 3 和解事項

- (1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金477万1,094円の支払義務があることを認める。
- (2) 北九州市は、相手方に対し、前号の損害賠償金から内払金として既に支払った金110万218円及び公立学校共済組合福岡支部（以下「共済組合」という。）が本件事故の療養について相手方に行った給付の価額である金12万5,734円（以下「保険給付金」という。）を除く金354万5,142円を、本和解成立の日から1箇月以内に相手方の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。

- (3) 北九州市は、共済組合に対し、保険給付金の請求を受けた後、速やかに共済組合の指定する方法で支払う。
- (4) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。
- (5) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

## 参 考

### 地方自治法（抜粋）

#### （議決事件）

**第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。**

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 略

(15) 略

2 略

### 地方公営企業法（抜粋）

#### （地方自治法の適用除外）

**第40条 略**

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
(抜粋)

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

**第8条** 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 訴えの提起、和解及び調停でその訴訟物又は目的物の価格が1件300万円を超えるもの
- (4) 法律上の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件300万円(交通事故に係るものにあっては、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに定める保険金額に相当する金額)を超えるもの



リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。